

台風 15 号の被害を受けた 農家の皆さまへ

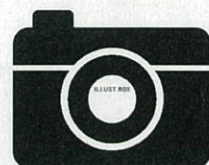
台風 15 号被災対策の支援事業が創設された
場合に備え、被災した施設等の状況について
写真・支払関係書類の保管をお願いします
す!!

- ✓ 撮影日を明確にしておく
- ✓ 被災箇所がわかるように撮影

【例：パイプハウスの場合】

被災したパイプハウス全体と被害部分の写真を撮る

- パイプハウスA棟（被災の全体写真）
- パイプハウスA棟の①（被覆資材のめくれ）
- パイプハウスA棟の②（パイプの曲がり）



こちらもチェック

栽培施設以外にも、台風 15 号により被災した作業場、農機具格納庫及び
共同利用施設の屋根やシャッター等の状況、耕耘機や防除機等の農業用
機械の破損、畜舎・飼料畑の被害についても同様に写真に記録しておいて
ください。

安房農業事務所

TEL 0470-22-7131（企画振興課）

TEL 0470-22-8132（改良普及課）